

道路法違反による告発について

沖縄総合事務局は、新丸株式会社及び同社社員について、道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた疑いで、平成26年5月9日に沖縄県沖縄警察署に対して告発状を提出し、本日受理されましたので、お知らせします。

1. 概要

- (1) 新丸株式会社は、平成26年1月13日(月)に一般国道330号沖縄県中頭郡北中城村瑞慶覧地内において、下請けの株式会社平成重車輛の所有する特殊車両を通行させ、死亡3名、重傷3名の重大事故を起こした。
- (2) 本件事故を受け、当該特殊車両の通行につき道路法等関係法令に違反がなかったかについて事実関係の確認を行った結果、平成25年12月12日付け同社に対して行った特殊車両通行許可の条件である誘導車配置を適正に行っていなかった疑いが深まったことから、平成26年5月9日に沖縄県沖縄警察署に告発状を提出し、本日受理されたものである。

2. 被告発会社及び被告発者

- (1) 被告発会社
所在地：沖縄県中頭郡西原町字小那覇1144番地1
法人の名称：新丸株式会社
代表者氏名：代表取締役 仲嶺 哲
- (2) 被告発者
住所：不明
氏名：渡名喜 清
職業：会社員 年齢不詳
所属会社：新丸株式会社

3. 違反の事実

被告発者は、道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した許可条件に違反して誘導車を適正に配置しないまま車両(①沖縄100か2879・三菱KL-FV50LHR改、②沖縄900を15・東急TP23FS)を通行させていた疑いがあり、かかる行為は、同法第102条第1号に該当する疑いがある。

また、被告発会社は、同社の業務に関し、社員である被告発者が当該違反行為を行ったことに対し、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督を尽くさなかった疑いがあり、これは、同法105条に該当する疑いがある。

問い合わせ先	沖縄総合事務局 TEL 098-866-0031
	開発建設部建設行政課 課長 氏名 神長 恒範 (内線3151)
	開発建設部建設行政課 課長補佐 氏名 具志 朝輝 (内線4152)